

日本大学三軒茶屋キャンパス 正規の教育課程としての
インターンシップ実施に関する要項

平成 30 年 6 月 26 日 制定

平成 30 年 4 月 1 日 施行

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、日本大学三軒茶屋キャンパスに設置された危機管理学部及びスポーツ科学部（以下「学部」という）の学生（以下「研修生」という）が、企業・公共団体等（以下「派遣先」という）で一定期間、職員等に準じた業務に従事することを通じて、授業で獲得した知識の応用機会と実社会の動態を知り、実践的で幅広い見識と実社会への適応性を涵養することを目的とする正規の教育課程としてのインターンシップ（以下「就業体験」という）の実施に必要な手続等を定める。

(就業体験)

第 2 条 研修生の実業体験は、夏季等大学の休暇期間に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、学部が特に有益であると認める際には、学期中に就業体験を実施することができる。

3 学部は、派遣先と第 3 条第 2 項の覚書を結ぶこととする。

4 就業体験に要する期間等は、研修生が派遣先で連続した 5 日以上、かつ 40 時間以上とする。

5 学部は、就業体験前に、研修生に 12 時間以上の事前研修を実施するものとする。

6 学部は、就業体験後に、研修生に 9 時間以上の事後研修を実施するものとする。

(派遣先)

第 3 条 就業体験を実施する派遣先は、次の各号に該当することを要する。

①企業、公官庁、非営利団体、国際機関等で、その事業内容が明確であること。

②学部が実施する就業体験の趣旨に賛同し、前条第 4 項の実習時間を確保できること。

③就業体験の業務内容及び日程が明確であること。

④学部が求める第 6 条の研修生の記録等の作成及び提出を確約できること。

⑤就業体験中の業務内容に、車等の運転、荷役、工事現場や工場のライン作業等、危険な内容が含まれていないこと。

⑥反社会的勢力でないこと、あるいはこの勢力と関係していないこと。

2 学部と派遣先は、別途「インターンシップ実習に関する覚書」を結ぶこととする。

(報 酬)

第 4 条 研修生は、就業体験期間中の交通費等、参加経費の合理的な補てんが行われる場合を除き、就業体験による労働報酬を受け取ることはできない。

(研修生の選考)

- 第5条 学部は、研修生を派遣するにあたり、派遣先と協議のうえ、選考するものとする。
- 2 学部は、前項の選考にあたりエントリーシート、面接等の適切な選考方法を用いて、研修生の派遣先についての業務内容と研修内容の十分な理解、研修を継続して行う意思等を確認するものとする。
- 3 派遣が決定した研修生は、研修生本人と保護者との連名による「インターンシップ実習誓約書」を指定された期日までに提出するものとする。

(報告書等)

- 第6条 研修生は、学部で就業体験中の成果を、次の各号により報告しなければならない。
- ①インターンシップ日誌
 - ②インターンシップ成果報告書
- 2 派遣先は、学部が就業体験中の成果を評価するにあたり、次の各号の書類を指定された期日までに学部に提出しなければならない。
- ①インターンシップ勤怠表
 - ②インターンシップ観察記録

(単位認定)

- 第7条 授業担当者は、成績評価にあたり、就業体験前教育の成果、前条各号による就業体験の成果、就業体験後教育の成果等を総合的に判断し、成績評価を行うものとする。
- 2 前条第2項第1号の勤怠表により、第2条第3項に定める就業体験時間を満たさないものには、単位を認定することができない。